

統括係長制度運用要綱の制定について（例規通達）

平成14年 3 月15日

本部（総）第13号

〔沿革〕 平成15年 3 月本部（機改）第 9 号、19年 3 月第15号、令和 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

警察官の階級構成是正に伴う係長職の増加に対応した業務の円滑な遂行を図るため、別添のとおり統括係長制度運用要綱を制定し、平成14年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運用に配意し、実効が上がるよう努められたい。

別添

統括係長制度運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、新潟県警察の組織の細目等に関する訓令(平成13年本部訓令第 4 号。以下「組織訓令」という。)に規定する係等の業務の円滑な遂行を図るための統括係長制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 統括係長運用の目的

階級構成の是正措置により係長職が増設されたことに伴い、係の細分化や同一係への複数係長の配置等のため、指揮命令系統や責任の所在が不明確となるなど業務運営上の支障が生じた。このため、所属長が統括係長として指定した警部補に他の警部補に対する指揮命令権を付与した運用を行い、係の業務の円滑な遂行を図ることを目的とするものである。

第 3 統括係長を配置する所属、係等

次に掲げる小隊又は係において複数の警部補が配置される場合は、その中の 1 人を統括係長（統括小隊長を含む。以下同じ。）として配置するものとする。

1 県本部

鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊における組織訓令別表第 1 に掲げる係等のうち交替制勤務を行う小隊単位

2 署

地域課（地域第一課、地域第二課及び地域第三課を含む。）、地域交通課、胎内市地域連携課及び警備課を除く各課の組織訓令別表第 2 に掲げる係単位

なお、留置管理課の留置管理係（課に属さない留置管理係を含む。）については、交替制勤務を行う当務班を一係とみなす。

第 4 統括係長の任務

統括係長は、組織訓令第10条第 3 項又は第23条第 2 項に規定する職務のほか、同一小隊又は同一係内の他の警部補に対する業務上の指揮命令を行うものとする。

なお、この場合において身上監督に係る事項は含まない。

第 5 指定の基準

統括係長を配置する所属長（以下「配置所属長」という。）は、警部補在級年数、実務能力、勤務成績等を勘案の上、小隊又は係内の業務管理を統括して行うに足りる能

力を有する者を、統括係長に指定するものとする。

第6 指定の方法

配置所属長は、新潟県警察の処務に関する訓令(昭和61年本部訓令第14号。以下「処務訓令」という。)第6条に基づき統括係長を指定するものとする。

なお、勤務命令簿の記載については、新潟県警察組織規則及び新潟県警察の組織の細目等に関する訓令の運用について(平成13年3月16日付け本部(警務)第22条)第3の2の(4)に準じ、係別の欄に「統括」の名称を付し「統括係長」又は「統括小隊長」と記載するものとする。

第7 指定の解除

統括係長に指定された者が配置換えとなった場合は、これをもって統括係長の指定を解除されたものとする。

第8 統括係長に対する教養

配置所属長は、統括係長に対して所要の教養を行うものとする。